

世田谷区公文書管理条例（案）について

(付議の要旨)

公文書を区民共有の知的資源として適正に管理していくため、「世田谷区公文書管理条例（案）」を取りまとめたので、報告する。

1 主旨

区では新実施計画（後期）において、区民の区政や地域への理解と参加を促すため、公文書の管理を情報公開の基盤と位置づけ、「世田谷区公文書管理条例」（以下「条例」という。）の制定に取り組むこととしている。

この度、条例（案）を取りまとめたので、報告する。

2 これまでの経過

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 企画総務常任委員会で、骨子案を報告 | 令和元年5月28日 |
| (2) 区民意見募集 | 6月1日～6月24日 |
| (3) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 答申 | 8月27日 |
| (4) 企画総務常任委員会で、区民意見募集の実施結果を報告 | 9月2日 |
| (5) 企画総務常任委員会で、素案を報告 | 11月11日 |

3 条例（案）の内容

別紙1「世田谷区公文書管理条例（案）」のとおり。

素案からの修正はない。

4 条例のガイドライン（案）

条例の運用に当たっては、恣意的な判断や職員間の判断に差異が生じないようにガイドラインを定める。

内容については、別紙2「世田谷区公文書管理条例の解釈・運用に関するガイドライン（案）」及び別紙3「【参考資料集】世田谷区公文書管理条例の解釈・運用に関するガイドライン（案）」のとおり。

素案からの修正については、別紙4「ガイドライン（素案）等からの修正内容」のとおり。なお、今後も更新していくが、全庁へのお知らせ等、更新の内容に応じた適切な方法により職員に随時周知する。

5 職員からの意見等

- (1) 12月13日に各部庶務担当課あてメールにて、意見募集をした集約の結果は、別紙5「世田谷区公文書管理条例（案）及び同条例のガイドライン（案）に対する庁内意見募集の実施結果」のとおり。

(2) 公文書の取扱いに対する職員の意識のより一層の向上を図るとともに、実行性のある条例等とするため、条例施行前に庁内で説明会を開催する。

6 今後のスケジュール (予定)

令和2年	1月28日	教育委員会 (条例案等の意見聴取)
	2月	企画総務常任委員会 (条例案等の報告)
	2月	第1回区議会定例会 (条例案の提案)
	4月 1日	条例施行
	4月以降	歴史的文書の保存及び利用等に関する検討
令和3年度中		条例改正 (歴史的文書の保存及び利用等に関する規定の追加)